

## 学生の感染が疑われる場合等の対応マニュアル（令和2年12月22日版）

本マニュアルは、「新型コロナウイルス感染症への本学の対応」の「Ⅱ 感染者又は感染が疑われる者が発生した場合の対応」に関し、留意事項を記載しています。

### 1 新型コロナウイルスに感染した疑いのある者が発生した場合等の対応

#### (1) 受診・相談センターへの電話相談

- ① 発熱等の症状が認められ新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある学生は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談し、かかりつけ医等の指示に従い受診・検査等を受けるものとするが、かかりつけ医等から「診療・検査医療機関」（※1）として他の医療機関を案内される場合があること。

※1 「診療・検査医療機関」とは

発熱患者への診療・検査を行う医療機関として県が指定している医療機関等

- ② かかりつけ医がない場合や相談する医療機関に迷う場合等は、受診・相談センター（019-651-3175 以下「相談センター」という。）に相談し、その指示に従うこと。
- ③ 教職員等が、発熱等の症状がある学生を把握した場合は、学生本人に対し、かかりつけ医等に相談するよう促すとともに、必要に応じて保護者に連絡すること。
- ④ かかりつけ医等に相談・受診後、直ちに、下記事項を電話又はメールにより、各科担任に報告し、学生から報告を受けた各科担任は、直ちに教育部長及び教務担当に報告すること。

ア 氏名、科名、学年、学校からの連絡が確実に取れる連絡先

イ 症状（体温、風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）、発症日、及び受診日

ウ 受診したかかりつけ医（診療・検査医療機関を含む、以下同じ。）の名称・所在市町村等

エ かかりつけ医からの助言、指示事項等（自宅待機などの指示がある場合はその内容）

オ PCR検査又は抗原検査（以下「PCR検査等」という。）実施の有無、PCR検査等検査日、及びPCR検査等の結果判明日時の目安

- ⑤ かかりつけ医等へ受診し、PCR検査等を受けない場合であって、受診以降も体調不良が続く場合は、その間、自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」に記録のうえ、体調を各科担任に毎日報告すること。

#### (2) PCR検査等を受ける場合

かかりつけ医等の指示によりPCR検査又は抗原検査を受けることとなった場合には、直ちに科担任に連絡すること。

かかりつけ医等を通さずにPCR検査等を受ける場合も同様とする。

また、PCR検査等の結果が判明するまでの間は出席停止となるが、不要不急の外出は控えること。

#### (3) PCR検査等検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、夜間・休日であっても直ちに各科担任に電話又はメールで報告するものとし、学生から報告を受けた各科担任は、直ちに教育部長及び教務担当に報告すること。

#### (4) PCR検査等の結果が「陰性」の場合

- ① PCR検査等の結果とともに、かかりつけ医等からの指示や指導事項がある場合には、併せて報告すること。
- ② PCR検査等の結果が「陰性」であっても、保健所等から自宅待機等の要請があった場合は出席停止は継続されること。
- ③ 保健所等からの調査等に協力するとともに、指導及び要請等を守ること。
- ④ 保健所からの自宅待機要請期間後においても体調不良が続く場合は、その間は自宅待機を継続し、現在の体温と症状を「健康記録票」へ記録、症状が悪化した場合は各科担任に報告すること。

#### 《 新型コロナウイルスに関するQ&A 》

厚生労働省は、熱や咳が出た場合の相談などに対する解説を取りまとめたQ&Aを公開していますので、新型コロナウイルスについて一般的な事項は以下のURLをご覧ください。

【新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

## 2 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合・家族等がPCR検査等を受ける場合の対応

### (1) PCR検査等を受ける場合

- ① 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合であってPCR検査等を受けることとなった場合は、直ちに、下記事項を電話又はメールにより、各科担任に報告し、学生から報告を受けた各科担任は、直ちに教育部長及び教務担当に報告すること。

ア 氏名、科名、学年、学校からの連絡が確実に取れる連絡先

イ PCR検査等の検査日、及びPCR検査等の結果判明日時の目安

ウ PCR検査等を受けるに至った経緯（濃厚接触者としての特定の有無を含む。）

エ 症状（体温、風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）の有無等

オ 保健所等からの指示事項等

- ② 家族等の感染が疑われる場合もしくは家族等が濃厚接触者等の場合においてPCR検査等を受ける際には、検査を受けることになった者の氏名、及び学生との関係（父母等）も併せて報告するものとする。
- ③ 普段は同居していないものの、2週間以内に会ったことがある家族等がPCR検査等を受けることとなった場合は、①に同様、科担任に報告し、必要な指示を受けることとする。

### (2) PCR検査等の結果報告

PCR検査等の結果が判明次第、科担任に報告し、学生から報告を受けた各科担任は、直ちに教育部長及び教務担当に報告すること。

なお、家族等がPCR検査等を受けた場合であっても、同様とする。

### (3) 家族等が濃厚接触者等としてPCR検査等を受けた場合

- ① PCR検査等の結果が「陽性」であった場合、学生が濃厚接触者となる可能性が高いことから、保健所からの指示に従うこと。
- ② 学生が当該家族の濃厚接触者等に特定された場合、及び保健所から学生に対し自宅待機要請があった場合等は、必要な期間、出席停止を継続する。

## 3 新型コロナウイルスに感染した者が発生した場合等の対応

### (1) PCR検査等の結果「陽性」と判明した場合

夜間・休日であっても、直ちに各科担任に電話又はメールで次の事項を報告するものとし、学生から報告を受けた各科担任は、直ちに教育部長及び教務担当に報告すること。

- ア 氏名、科名、学年、学校からの連絡が確実に取れる連絡先
- イ PCR検査等の検査結果
- ウ 入院・自宅療養等の別（自宅療養以外の場合にあっては、医療機関等名）
- エ 保健所等からの指示事項等
- オ 現在の症状、及び発症からの症状の経過
- カ 発症日前後からの行動等（常時マスク着用等感染予防の状況、登校及び授業の状況、親しく会話等をした人、食事等行動を共にした人等）

### (2) 登校の事前報告

学生本人または家族等がPCR検査等を受けた場合、入院や自宅待機等の期間中の出席停止措置後において、登校しようとする場合は、その前日までに各科担任に報告すること。必要に応じ、学校から体調等を確認する場合があります。

## 4 新型コロナウイルス感染症に係る欠席・休暇の扱い

- (1) 学生が感染症の疑いの場合、学生がPCR検査等を受ける場合、及び家族等がPCR検査等を受ける場合において、出席停止となる場合には、欠席による評価の減点は行わないこととし、補講・自宅学習等について配慮する。
- (2) 同居家族が発熱等の症状がある場合のほか、外国からの家族の帰国、家族が保健所の指導により自宅待機を指示されている場合などについても配慮する。
- (3) 学生が感染した家族等の濃厚接触者等に特定された場合は、必要と認められる期間を出席停止とするので、至急各科担任に報告するとともに、保健所の指示に従い、自宅に待機のうえ健康観察を行うこと。

なお、出席停止期間中は、電話又はメールにより毎日各科担任に健康状態等を報告すること。

添付資料 新型コロナウイルス感染症に関する学生向け対応マニュアル（フローチャート）  
健康記録票  
感染リスクが高まる「5つの場面」